

(3) 療護施設の設置・運営

(中期目標)

療護施設においては、遷延性意識障害者に対し、質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、必要な措置をハード・ソフト両面において実施し、治療効果を高める。

(中期計画)

遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシングや高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、中期目標期間の最終年度までに、脱却者を75人以上とするとともに、患者の治療改善度を向上させます。またメディカルソーシャルワーカー等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援の充実を図ります。

(年度計画)

遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシングや高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、19年度中の脱却者の総数を15人以上とするとともに、機構の統一スコアによる患者の治療改善度の検証を行います。またメディカルソーシャルワーカー等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援を強化します。

年度計画における目標値設定の考え方

脱却者数を年間15人以上とすることとした。

入院患者の改善度について、各療護センターでバラバラの評価を行っていたが、NASVAで統一した評価基準を策定し、患者の治療改善度の検証を行うこととした。

メディカルソーシャルワーカー等による転院先情報の提供等、患者家族に対するきめ細かい支援を実施することとした。

実績値

1) 平成19年度における取組み

各療護センターは、MRI、PET等の高度先進医療機器による高度な治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察や同じ看護師が1人の患者を継続して受け持つプライマリー・ナーシング方式による質の高い看護を行い、平成19年度中に27人を脱却させた。

脱 却 実 績 (人)

年 度	平成19年度
脱却者数	27

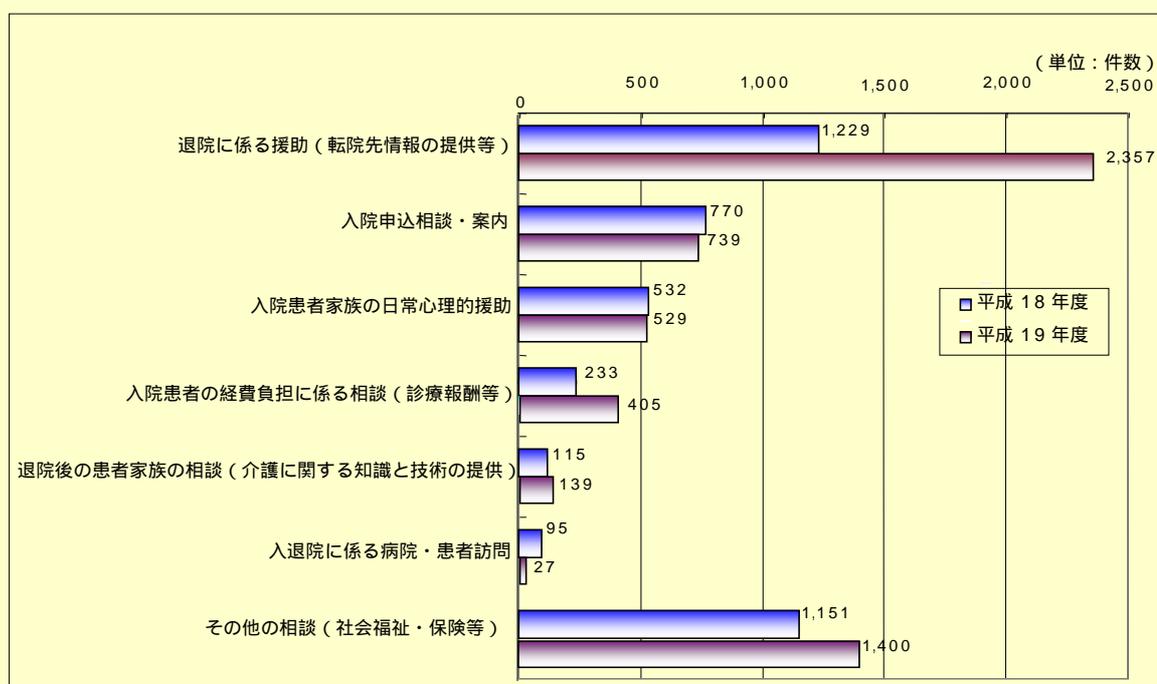
12月に開催したセンター長会議において、4療護センターで統一手スコアを策定し、患者の治療改善度の検証を行った。

また、同センター長会議において、治療効果分析及び過去のデータの分析結果について協議した結果、追加分析、公表方法等を再度検討することとなった。

各療護センターのメディカル・ソーシャルワーカーは、患者家族に対する入院申込に係る相談・案内など入退院に係る5,596件(平成18年度実績4,125件)の支援を行った。

また、7月と2月に各センターのメディカルソーシャルワーカーを集めた会議を開催し、現状、課題について情報交換、業務検討を行い、患者家族への助言等へ反映した。

支援業務の実績



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシングや高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、平成20年度中の脱却者の総数を15人以上とするとともに、患者の治療改善度の検証の成果を踏まえ改善指標を設定する。

またメディカルソーシャルワーカー等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援を強化する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

医学的観点から治療機会の公平な確保を図るため、脱却の可能性の高い人を優先入院させることとし、平成9年9月から「概ね5年以内」としていた入院期間を平成19年4月から「概ね3年以内」とした。

（中期目標）

療護施設においては、遷延性意識障害者に対し、質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、必要な措置をハード・ソフト両面において実施し、治療効果を高める。

（中期計画）

治療効果を高めるため高度先進医療機器の整備を図るとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナーシングによる看護技術の開発・向上を図ります。

（年度計画）

設備の更新計画に基づき、東北療護センターの脳磁計（MEG）を更新するとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナーシングによる看護技術の開発・向上を図ります。

年度計画における目標設定の考え方

東北療護センターの脳磁計（MEG）を更新することとした。

地元大学等と連携し、研究や研修員等の引き受けを行う。また、療護センター長等の会議を開催、情報交換、業務検討を行うとともに、療護センターにおいて職場内研修を実施、治療・看護等へ反映することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成19年度における取組み

東北療護センターの脳磁計（MEG）は、平成20年3月までに機器の導入については期限内の納入がなされていたが、臨床試験の結果、性能・機能の要件を満たしていない項目が一部あったことから、一部ソフトウェアの修復のため、履行期限を延期することとした。

なお、本件については、平成20年6月23日に竣工検査を完了している。

【東北療護センターの脳磁計（MEG）】



遷延性意識障害者に対する治療及び養護に実績のある療護センターの蓄積されたノウハウを活かし、地元大学の医学部等との連携を図り、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等により医療に携わる人材育成や地域医療への貢献を行った。

各療護センターにおいては、入院患者の看護担当チームごとに、ケースレポート研修会や事故防止研修会等を定期的に開催するなど、療護センター特有の治療・看護技術の向上に向けた様々な職場内研修を実施した。

センター長、総看護師長、リハビリ担当者、メディカルソーシャルワーカー等の会議をそれぞれ年2回開催し、高度先進医療機器を活用した治療、看護やリハビリ、生活支援等について情報交換、業務検討等を行った。

また、センター長会議において、治療効果の統計分析について再度調整するとともに、治療・看護等について情報交換、業務検討を行った。

さらに、日本看護協会の認定看護師制度の「摂食・嚥下障害看護」及び「皮膚・排泄ケア」の分野について、資格取得研修への派遣を各療護センターへ検討依頼。今年度は岡山療護センターから「摂食・嚥下障害看護」分野の資格取得研修に1人派遣している。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 東北療護センターの脳磁計(MEG)は、延期となった履行期限までに一部要件を満たしていない項目の修復を行い、整備を完了する。
千葉療護センターのコンピュータ断層撮影装置(CT)、岡山療護センターの核医学画像診断装置(RI)及び医療パネル等を更新する。
- ・ 引き続き、地元大学等との連携を行い研修員等の引き受けを行う。また、療護センター長等の会議を開催、情報交換、業務検討を行うとともに、療護センターにおいて職場内研修を実施、治療・看護等へ反映し、医療・看護技術の向上等を図る。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、専門的診療・看護体制と高度先進医療機器を活用した治療・看護技術の開発・普及を図るため、研究成果の公表や部外医師・看護師等に対する研修を実施する。

（中期計画）

療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

（年度計画）

療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。また一般病院に療護施設機能の一部について委託を行うための看護師等に対する研修も併せて行います。

年度計画における目標設定の考え方

療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、地元大学等との連携をとりながら、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において、15件以上の研究成果の発表を行うこととした。

短期入院協力病院の看護師等に対する研修を実施することとした。

療護施設機能の一部の委託先病院の看護師等に対する研修を実施することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成19年度における取組み

地元大学等と連携し、日本脳神経外科学会、日本意識障害学会において、26件の研究成果の発表を行った。

重症頸部外傷患者の慢性期における機能改善と転帰

遷延性意識障害患者の栄養管理の現状

遷延性意識障害患者にツボ刺激を取入れた腹部マッサージをおこなって
- 排便への効果 -

遷延性意識障害患者の「皮膚損傷」の第2報 緊張タイプと上肢の特徴
難治療褥瘡へのペムベストの効果 - PEM状態の遷延性意識障害褥瘡患者における経験 -

理学療法の長期介入により電動車椅子操作能力が向上した記憶障害症例

遷延性意識障害におけるペーサーゲイトトレーナーの使用経験

自動車事故による遷延性意識障害患者への嚥下機能間接訓練から直接訓練への援助
言語刺激による左側頭葉血流量の増加
遷延性意識障害患者の間接拘縮に対するスタティック・ストレッチングの効果
頭部外傷後遷延性意識障害例におけるピラセタムの投与経験
長期経腸栄養患者の微量元素欠乏症とNST活動の再考
バクロフェン髄注療法施行の1例-薬剤投与量の設定に関する理学療法士としての関わり
脳外傷認知機能障害症例に対する脳血流定量SPECT賦活試験を行った一例
鍼治療による脳血流をFunctional SPECTにて測定した重症頭部外傷後遷延性意識障害の一例
FDG - PETを用いた遷延性意識障害者の概念の構築
交通事故頭部外傷による遷延性意識障害に対する鍼治療の試み
トラクトグラフィーに着目し上肢機能向上を図った1症例
vegetative stateの残存能力に対する音楽療法の効果
随意性の改善に伴い振戦が増加した1症例
自己実現の要求に着目した介入で易怒性が改善した1例
重度筋緊張亢進患者に対する理学療法
開口を下顎反射亢進抑制に利用し、徐々に経口摂取が可能となった1例
慢性期重症頭部外傷患者における脳血流SPECT - ECD - SPECTによる33例の検討 -
聴神経腫瘍（Koos Gr1-3）に対するスタンダード治療：摘出術後長期成績の検討から
片側顔面痙攣に対する神経血管減圧術：術中AMRモニタリングの有用性

短期入院協力病院のうち4病院20名に対し、岡山療護センターにおいて、実務研修を実施した。

短期入院協力病院に対する実務研修プログラム

項目	内容
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入院の流れ、入退院の方法 ・ 1日の患者プログラム ・ 看護計画、看護記録の作成方法 ・ 看護情報の収集と活用
療護センターの看護ケアの実習等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔ケア、清潔ケアの仕方 ・ 食事、排泄、体位変換の仕方、検温等 ・ 介護器具、補助具等の使い方 ・ 入浴の仕方
家族への対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅介護者へのアドバイス ・ 負担の軽減方法、医療者との連携など ・ 家族のニーズの把握

また、療護施設機能の一部の委託先病院の医師、看護師、療法士等に対し、東北療護センター及び岡山療護センターにおいて研修を実施した。

病床委託先病院スタッフへの実務研修

項目	内容
療護センターの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療護センターの理念、方針 ・ 療護センターの看護の特殊性 ・ 療護センターのリハビリについて ・ メディカルソーシャルワーカーの関わり 等
看護師関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的看護講義（摂食嚥下障害患者への看護、口腔ケアの仕方 等） ・ 看護の実際（療護センターでの日常生活援助） ・ 看護師の行う摂食・嚥下訓練 ・ リハビリの実際 ・ 自動車事故に係る福祉制度 ・ 治療、検査、処置 等
療法士関係	リハビリテーションの実際 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価 ・ 各種訓練 ・ 訓練機器 等
ソーシャルワーカー関係	日常業務の現状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の日常生活等について ・ 患者家族の抱える諸問題（経済的・心理的問題） ・ 療護センター退院後の生活について ・ 福祉制度及び関係機関との関わり

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

地理的要因等を勘案して一般病院に療護施設機能の一部について委託を行い、遷延性意識障害者の治療・看護の機会を拡充する。

（中期計画）

地理的要因等を勘案して一般病院に療護施設機能の一部について委託を行い、遷延性意識障害者の治療・看護機会の拡充を図ります。

（年度計画）

療護施設機能の一部を一般病院に委託するため、委託基準及び委託先病院選定基準を作成し、公募により委託先病院を選定する。また、委託先病院への遷延性意識障害者の受け入れを行い、適切な治療・看護を行います。

年度計画における目標設定の考え方

療護施設機能の一部を一般病院へ委託するため、委託基準及び委託先病院選定基準を作成し、公募により委託先病院を選定するとともに、遷延性意識障害者の受け入れを行い、適切な治療・看護を行うこととする。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成19年度における取組み

「療護施設機能の一部の一般病院への委託に係る検討委員会」（以下、「検討委員会」と言う。）を設置し、委託先地域、委託基準及び委託先病院選定基準等を策定し、一般競争入札により委託先病院を医療法人 医仁会 中村記念病院（札幌市）及び特定医療法人 雪ノ聖母会 聖マリア病院（福岡県久留米市）の2病院に決定するとともに、委託契約を締結し、遷延性意識障害者の受け入れを行い、適切な治療・看護を行った。

療護施設機能の一部の一般病院への委託日程一覧

月 日	内 容
4月19日	第1回検討委員会の実施 選定地域（北海道・九州）の決定
5月31日	第2回検討委員会の実施 委託基準及び委託先病院選定基準等の策定
6月15日	入札公示
6月26日	北海道地区・入札公募説明会の実施
6月27日	九州地区・入札公募説明会の実施
8月15日	入札公募締め切り
9月	第3回検討委員会の実施 委託先病院の選定
~10月	受託病院との協議（契約手続き、改修工事等）、NASVA実施規程改正 入院患者受入のための調整、患者募集の周知広報
10月31日	委託契約締結
12月 1日	中村記念病院の患者受入開始
12月13日	聖マリア病院の患者受入開始

療護施設機能病床委託病院

医療法人 医仁会 中村記念病院

住所： 〒060-8570 北海道札幌市中央区南1条西14丁目
申込み・問い合わせ先： 011-231-8555 医事課（内線451、460）
病床数： 6床（20年度増床予定；12床（6床増））

特定医療法人 雪ノ聖母会 聖マリア病院

住所： 〒830-8543 福岡県久留米市津福本町422
申込み・問い合わせ先： 0942-35-3322 事務局（内線6001）
病床数： 10床（20年度増床予定；20床（10床増））

中村記念病院



【委託病床の様子】

聖マリア病院

（聖母病棟）



【委託病床の様子】

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、療護施設機能の一部の委託先病院への遷延性意識障害者の受け入れを行い、適切な治療・看護を行うとともに、委託病床の倍増を行い遷延性意識障害者の治療・看護機会の拡充を図る。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(4) 介護料支給等支援業務

(中期目標)

重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施するとともに、介護に関する指導助言等により、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

(中期計画)

重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行うことにより効果的な被害者救済を図るとともに、受給資格者のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の見直しを実施します。

また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、在宅訪問サービスの実施により、受給資格者等に対する精神的支援を強化します。

(年度計画)

被害者の状況及び要望に応じた介護料の支給等の見直しを行い、介護料支給対象品目を追加するとともに、短期入院費用の助成について利用要件の緩和を図ります。

また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、新規認定者(在宅介護に限る。)に対する在宅訪問サービスの実施により、受給資格者等に対する精神的支援を強化します。

さらに、これらの介護に関する知識・技術等の各種情報を機関誌「ほほえみ」やホームページの活用により発信します。

年度計画における目標設定の考え方

被害者の状況に応じた介護料の支給及び一般病院への短期入院費用に係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。

本部に介護相談ゼネラルアドバイザーを配置し、全主管支所に設置している介護に関する相談窓口相談員に対し、総括的な助言を行い、重度後遺障害者及び家族に対する相談支援を療護センターと連携して効果的に実施するとともに、機関誌「ほほえみ」を通じて各種の情報提供をすることとした。

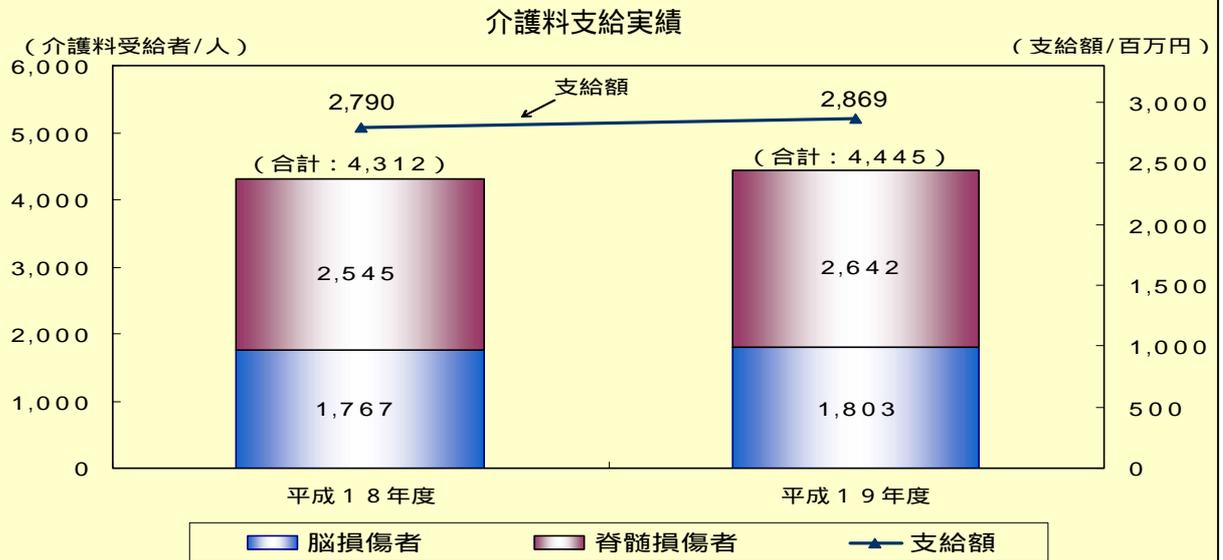
療護施設や在宅介護アドバイザーとの連携の下、支所職員と受給資格者等とのフェイストウフェイスによる「訪問支援サービス」を実施し、必要に応じた情報提供などをすることとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成19年度における取組み

被害者の状況及び要望に応じた介護料の支給等の見直し
被害者家族のニーズの高かった介護用品を新たに介護支給対象品目に追加することとした。
(追加品目：紙オムツ、尿取りパッド、痰吸引用カテーテル)

後遺障害の程度、介護の状況に応じて計4,445人に対し、計28億6,890万円の介護料を支給した。



介護料支給制度

介護の程度		障害の程度	支給額等
最重度	特種	種のうち「最重度」とであると認められた者	68,440円～136,880円/月
常時要介護	種	自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号	58,570円～108,000円/月
随時要介護	種	自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号	29,290円～54,000円/月

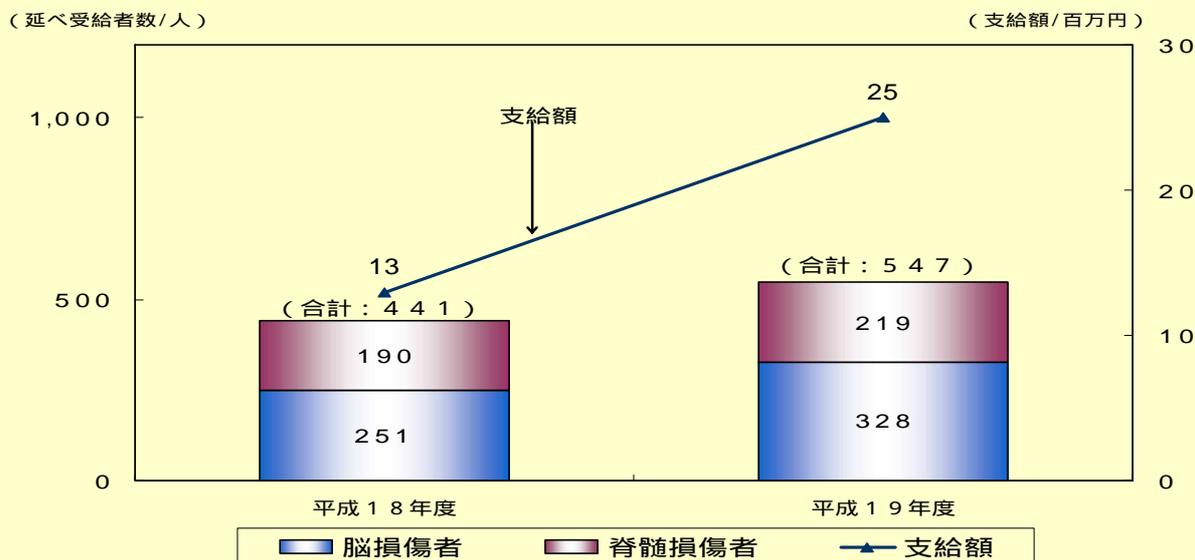
自賠償保険と当機構介護料との関連について

等級	自賠償保険 (平成14年4月1日以降)	自動車事故対策機構(介護料)	
		特 種	68,440円 ~ 136,880円
		【脳損傷】 ・自力移動が不可能である ・自力摂食が不可能である ・尿尿失禁状態にある ・眼球はかろうじて物を追うこともあるが、認識はできない ・声を出しても、意味のある発言はまったく不可能である ・目を開け、手を握れという簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通は不可能である	【脊髄損傷】 ・自力移動が不可能である ・自力摂食が不可能である ・尿尿失禁状態にある ・人工介添呼吸が必要な状態である
	(最重度)		
(別表第1)			
1級	1号	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	種
	2号	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	58,570円 ~ 108,000円
2級	1号	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	種
	2号	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	29,290円 ~ 54,000円
(別表第2)			
神経系統の機能又は精神の障害 3級2号 5級2号 7級4号 9級10号		非該当	
胸腹部臓器の障害 3級4号 8級11号 5級3号 9級11号 7級5号 9級16号 7級13号 11級10号			
注) 緑色部分は介護料支給対象となる後遺障害を表している。			

短期入院費用の助成について、利用要件の緩和
 利用要件について「1回の入院が2日以上14日以内」を緩和し、1回の入院期間が14日を超えた場合であっても、1日当たり10,000円で換算した額を上限とし、年間30日以内の範囲で助成することとした。

短期の治療等を目的として病院等に入院（所）した、547人の短期入院者に対して、患者移送費、室料差額負担金及び食事負担金の費用の助成を行った。

短期入院費用助成実績



短期入院費用の助成制度

入院日数	年間支給日数	日当たり支給額	年間支給限度額
1回あたり、原則として2日以上14日以内	30日以内	10,000円以内	300,000円

助成対象者：全ての介護料支給対象者

「ほほえみ」の発行を年4回行った。

(春号〔19年4月〕・夏号〔19年8月〕・秋号〔19年11月〕・冬号〔20年2月〕)

「ほほえみ」の編集にあたり、介護相談ゼネラルアドバイザーが有する、専門的見地からの日常介護におけるワンポイントアドバイスの掲載など有益な情報提供を行った。

介護相談窓口寄せられた相談内容から、被害者ニーズの高い内容(病状・健康の変化及び介護方法)をテーマに選択し掲載

各支所において、介護料受給者宅を訪問し、直接、介護料受給資格者やそのご家族の方から介護に関する相談や各種情報の提供等を行う訪問支援サービスを197件実施した。

訪問支援サービスの実施内容

主な相談内容

- ・「親なき後の子供の将来」についての不安
- ・将来における経済的不安
- ・在宅介護を続けるにあたってのストレス、健康面、体力等の不安 他

主な提供情報の内容

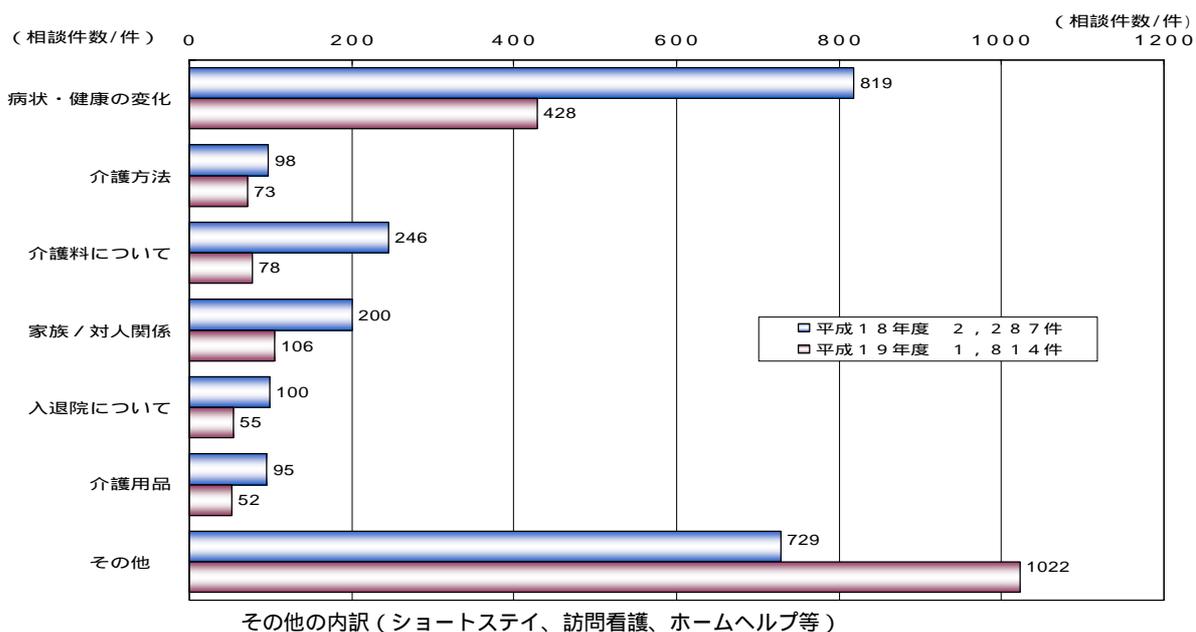
- ・身体障害者療養施設などの入院（入所）施設の案内
- ・医療機関（疼痛に関する専門医、リハビリ等）の案内
- ・介護サービス（訪問介護、デイサービス、ショートステイ）事業者の案内 他

受給資格者等からの感想

- ・知らない情報が得られて参考になった。
- ・話を聞いてもらっただけで心が落ち着いた。
- ・また訪問してほしい。 他

全主管支所において、介護福祉士等による介護に関する相談支援及び知識・情報提供を1,814件行い、介護料受給者やそのご家族の精神的支援の強化を図った。

相談内容別件数



在宅介護に関する知識・技術等について、機構ホームページに「在宅介護におけるQ&A」を掲載し、介護に関する知識・技術等の各種情報を発信した。

【ホームページ：在宅介護におけるQ & A】



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 被害者の利便性の向上を図るため、一時的な施設入所等による受給資格の中断後における再申請手続きの簡素化を検討する。
- 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護相談に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護センターと連携して引き続き効果的に実施する。
- 在宅介護に係る新規受給資格認定者に対する在宅訪問サービスを引き続き実施する。
- 機関誌やホームページの活用により介護に関する各種情報を引き続き発信する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施するとともに、介護に関する指導助言等により、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

（中期計画）

の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最終年度までに4.0以上とします。

（年度計画）

以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度（平成19年度）について4.0を目標とします。

年度計画における目標設定の考え方

介護料受給世帯の実態調査については、従来から行ってきた「ほほえみ」の評価度及び「相談サービス」評価度に本年度より、新たな施策として実施することとした、

- ・介護用品の追加
- ・短期入院費用の助成について、利用要件の緩和
- ・訪問支援サービスの実施
- ・在宅介護におけるQ & A

について、回答者の過大な負担とならないよう質問項目を精査し、質問項目に追加することとし、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、4.0を目標とした。

実績値

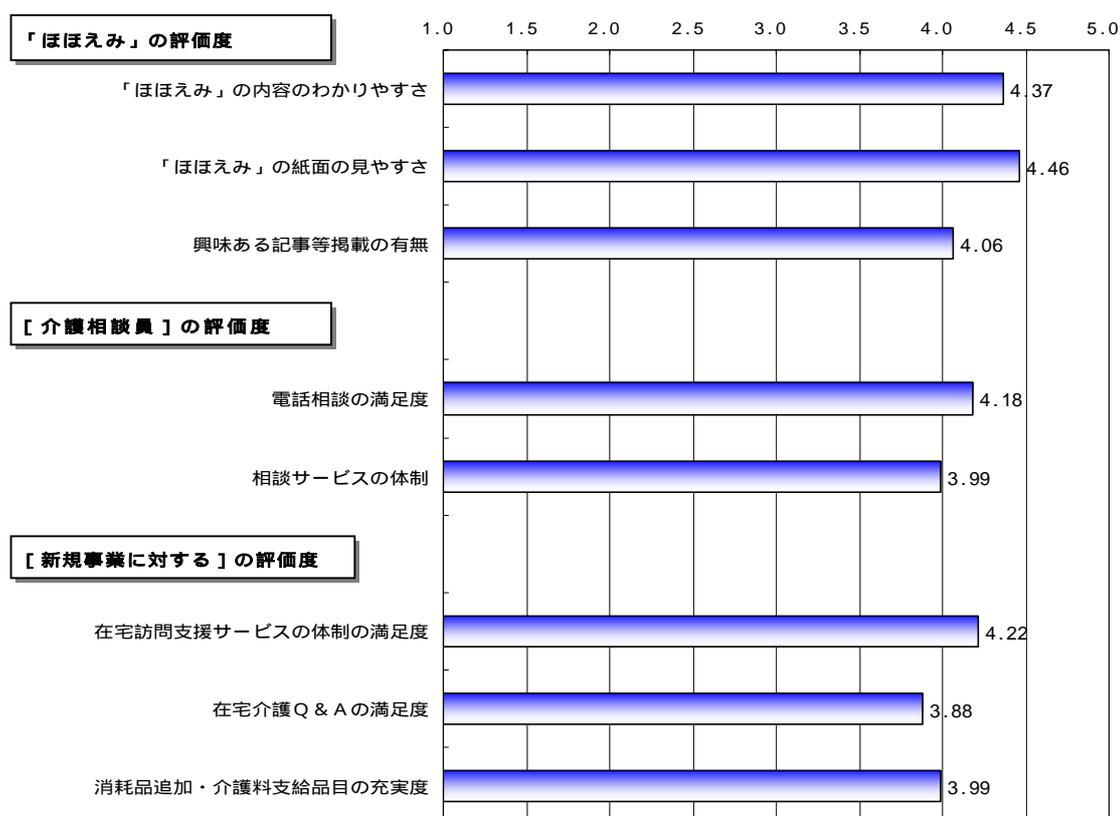
1) 平成19年度における取組み

重度後遺障害者の家族における介護支援効果に関する評価度
目標値の4.0を上まわる、4.27の評価を得た。

【調査の概要】

- ・ 調査期間：平成20年3月
- ・ 調査対象：平成20年2月末現在の介護料受給者の家族
- ・ 調査数：4,264件
- ・ 回収数：2,839件
- ・ 回収率：66.6%

相談支援に関する項目別評価



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 被害者の利便性の向上を図るため、一時的な施設入所等による受給資格の中断後における再申請手続きの簡素化を検討する。
 - ・ 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護相談に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護センターと連携して引き続き効果的に実施する。
 - ・ 在宅介護に係る新規受給資格認定者に対する在宅訪問サービスを引き続き実施する。
 - ・ 機関誌やホームページの活用により介護に関する各種情報を引き続き発信する。
- 以上の取組みを実施することにより、引き続き4.0を上回る評価を目標とする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(5) 交通遺児等への生活資金の貸付

(中期目標)

被害者や交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付けを行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

(中期計画)

被害者のニーズに応じた生活資金の貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図ります。

また、被害者に対する相談支援の充実を行うとともに、被害者家族同士の交流を促進するなどして、自動車事故被害者に対する精神的支援を効果的に実施します。

(年度計画)

被害者のニーズに応じた一部立替貸付等の見直しを検討します。また、被害者に対する相談支援の充実を図るため家庭相談員が適切な指導、助言を行えるような研修を実施して、その資質の向上を図ります。

さらに、被害者家族同士の交流の場の拡充を行うためコミュニケーションをより一層図った集いの実施により交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。

年度計画における目標設定の考え方

経済的支援を目的とした無利子貸付けを行うとともに、被害者家族相互の親睦を深めるため、「友の会」を運営し、「友の会だより」の発行、被害者家族同士の一層のコミュニケーションを図るための「友の会の集い」の実施、「書道コンテスト」の開催等により交通遺児や被害者家族への精神的支援を充実させることとした。

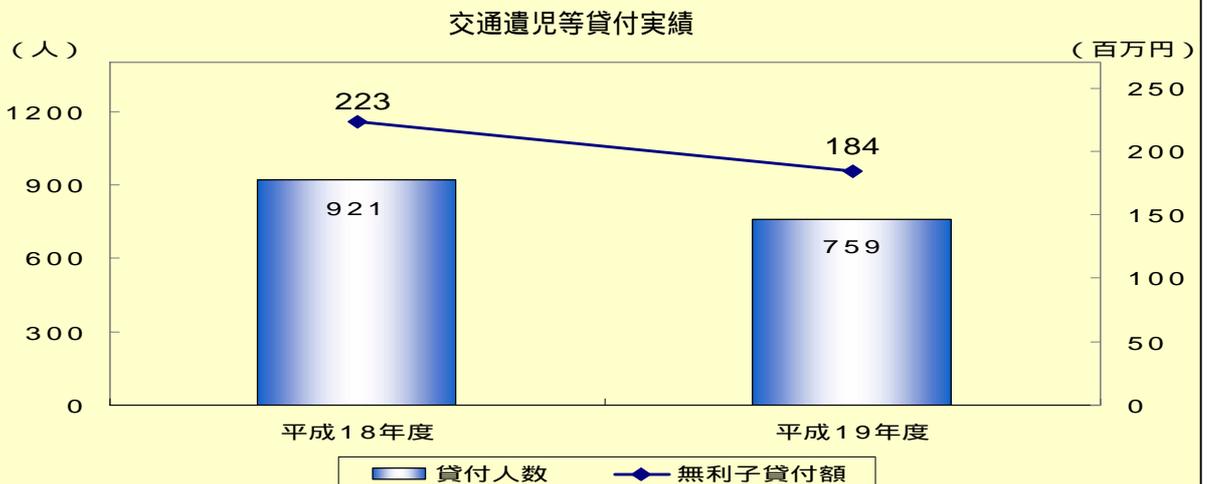
当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成19年度における取組み

交通遺児等759人に対し、184百万円の無利子貸付けを実施した。

交通遺児等貸付の実績

項 目	貸付人数	無利子貸付額
平成19年度	759人	184百万円



交通遺児等貸付制度の利用者及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、下表のとおり、精神的支援の方策を実施した。

精神的支援の実績

実施事項	概要
友の会の集い	<ul style="list-style-type: none"> ・全国50支所において交通遺児等の相談を受けている家庭相談員のサポートのもと、被害者家族同士の交流の場としての「友の会の集い」を実施し、1,295人が参加。 ・特に、被害者家族同士の一層のコミュニケーションを図る交流の場として19支所において、初めての企画として1泊2日による「友の会の集い」を実施し、463人が参加し好評を得た。 ・その他、企業や他の団体からの招待により、各種イベント等に友の会会員693人が参加。
友の会だより	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載内容は、読者ニーズを反映させることとし、第111号から第114号を四半期ごとに各5,000部発行し、各家庭に送付。
書道コンテスト	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年12月10日～平成20年1月18日を募集期間として、応募作品522点の中から71点の入賞作品を選考し、本部及び各支所において受賞者に対する表彰式を実施。その後、国土交通省ロビーでの展示をはじめ、各主管支所、交通安全に関するイベントなどでも展示を行った。

一部立替貸付制度は、被害者が後遺障害保険金（共済金）を請求し、その支払いを受けるまでの間、同保険金（共済金）の推定額または推定保障金のそれぞれ2分の1を限度額として一時的に貸付けを行うものであり、貸付の申込み時において、関係機関から事前に保険金（共済金）の認定情報を得ることができれば、早期の貸付決定が可能となり、一刻も早い保険金の支払いを求める被害者のニーズに沿うこととなることから、同制度の見直しについて検討したが、現状では今以上に認定情報を早期に得ることが困難であることが判明したことから、今後も債権回収のリスクを抑制しつつ、他の方策についても検討を進める。

被害者に対する相談支援の充実を図るため全国の家庭相談員を対象として、被害者への適切な指導、助言を行うための基礎的知識や、いわゆる心の病を持つ相談者への対処法の心得などの習得及び情報・意見交換等を内容とした研修を実施し家庭相談員の資質の向上を図った。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・次年度においても引き続き1泊2日の「友の会の集い」を開催するなど「友の会」の活動を充実させ精神的支援を推進することとする。
- ・次年度においても家庭相談員の資質の向上を図るため主管支所において研修を実施することとする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

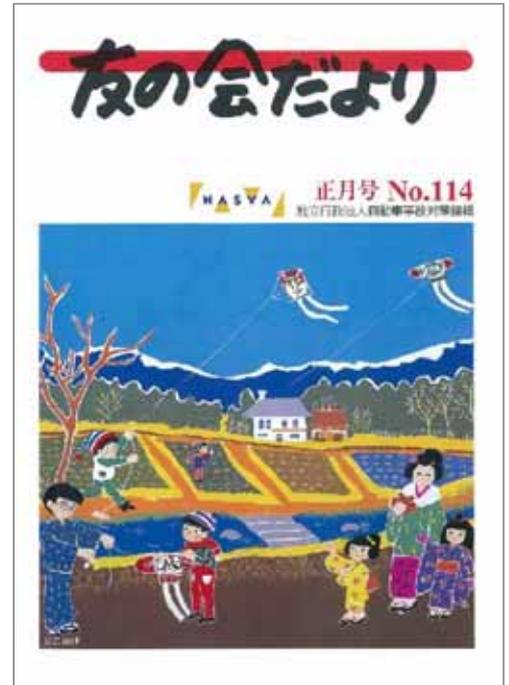
読売巨人軍の二岡智宏選手やコスモ石油(株)、(社)日本プロサッカーリーグ等のご支援を得て、スポーツ観戦やキャンプ等に交通遺児等を招待することにより、精神的支援の充実を図った。なお、今後とも、企業等の支援を得ながら更なる精神的支援の充実を図っていく。

【平成 19 年度友の会活動等】

福岡、佐賀、長崎、大分、鹿児島 の 5 支所合同により 1 泊 2 日
で実施した友の会の集い(H19.7.28~29 九重キャンプ)



1 泊 2 日での友の会の集いに参加した会員からは、「宿泊することにより親同士の話し合いの時間が持てた」。また、福岡主管管内 5 支所合同での 1 泊 2 日の友の会の集いに参加した会員からは、「他県と同じ境遇の方々との出会い・交流ができた」などの感想が寄せられました。



友の会の機関誌「友の会だより」



コスモ石油株式会社様のご招待により友の会会員 35 名が
参加した「コスモわくわく探検隊」
(H19.8.16~18 山梨県立ゆずりはら青少年自然の里)

(社)日本プロサッカーリーグ様のご招待により友の会
会員 17 名が観戦した「Jリーグオールスター戦」
(H19.8.4 エコパスタジアム(静岡県袋井市))



【平成 19 年度友の会書道コンテストの入賞作品】



優秀賞
(自動車事故対策
機構理事長賞)



優秀賞
(自動車事故被害者
援護財団会長賞)



最優秀賞
(国土交通大臣賞)



優秀賞
(交通遺児育成
基金会長賞)



優秀賞
(全国トラック共済協同
組合連合会会長賞)



【書道コンテストの本部表彰式の模様】
前列が最優秀賞、優秀賞、特別賞の受賞者



【コンテスト入賞作品の国土交通省ロビーでの展示風景】
国土交通大臣もご覧になりました

（中期目標）

被害者や交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付けを行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

（中期計画）

の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

（年度計画）

の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成19年度）について、4.0以上とします。

年度計画における目標設定の考え方

経済的支援を目的とした無利子貸付けを行うとともに、被害者家族相互の親睦を深めるため「友の会」を運営し、「友の会だより」の発行、被害者家族同士の一層のコミュニケーションを図るための「友の会の集い」の実施、「書道コンテスト」の開催等により交通遺児や被害者家族への精神的支援を充実させることとした。

実績値

1) 平成19年度における取組み

交通遺児等759人に対し、184百万円の無利子貸付けを実施した。

被害者家族同士の交流の場としての「友の会の集い」を実施し、特に、被害者家族同士の一層のコミュニケーションを図る交流の場として19支所において、初めての企画として1泊2日による「友の会の集い」を実施し、好評を得た。その他、企業や他の団体からの招待により、各種イベント等に多くの友の会会員が参加。

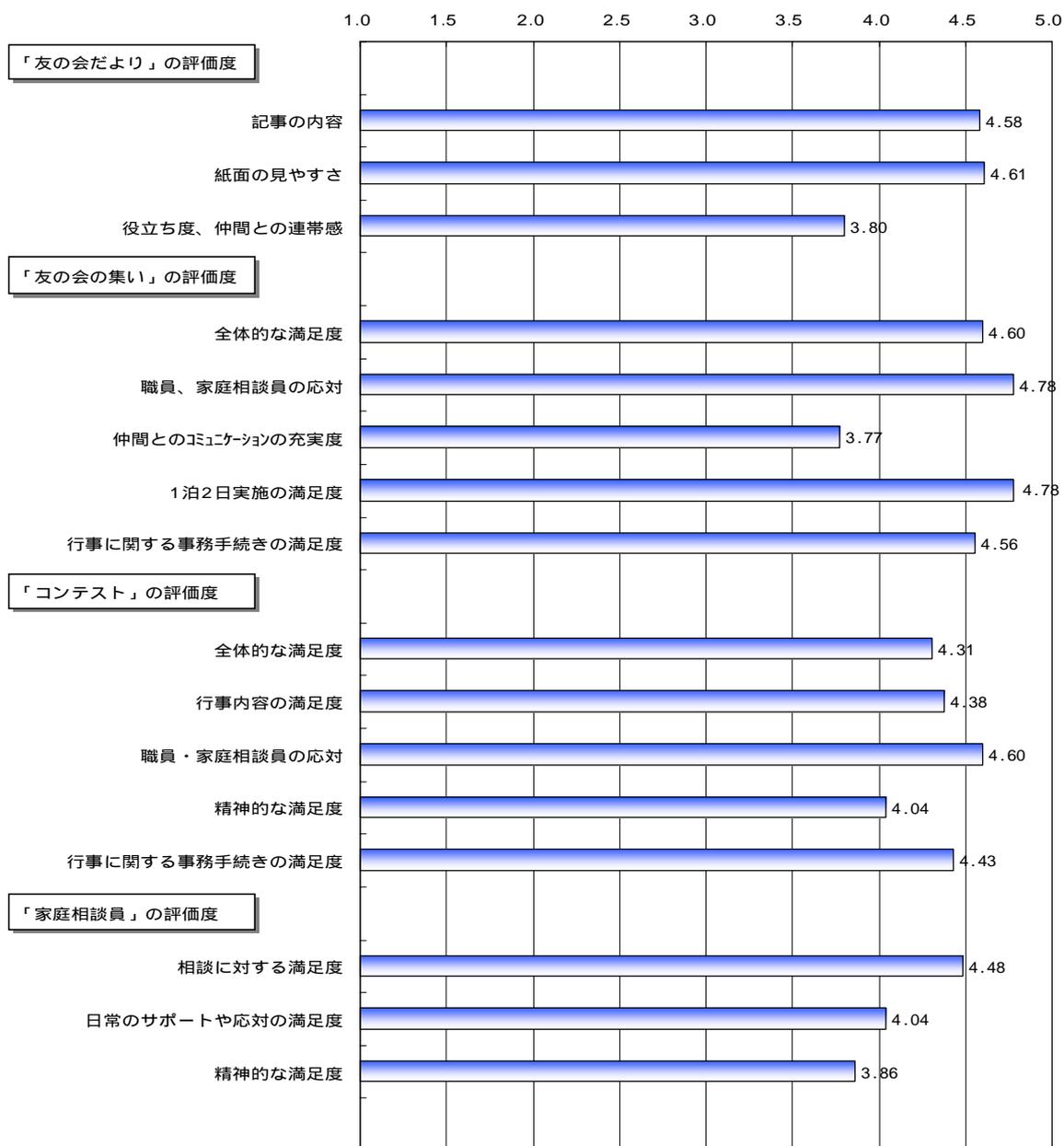
友の会会員の評価度

平成18年度より、0.2ポイント向上し、4.37の評価を得た。

【調査の概要】

- ・調査期間：平成20年3月
- ・調査対象：貸付利用世帯（495世帯）
- ・回収数：262世帯
- ・回収率：52.9%

精神的支援に関する項目別評価



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き被害者に対する精神的支援に関する評価度について、4.0以上の評価を得ることを目標とする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(6) 自動車事故による被害者への情報提供の充実

(中期目標)

自動車事故による被害者等の相談窓口の機能を充実するとともに、提供できる情報の内容を拡充する。

(中期計画)

情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。

(年度計画)

情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。

また、情報提供機能の水準を高めるため、従事する者への適切な研修等を行います。

年度計画における目標設定の考え方

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」（平成18年6月30日）において、被害者救済対策の一環として、全国の相談窓口の機能を充実するとともに、提供できる情報の内容を拡充すべきと指摘された。これを踏まえ、平成19年10月1日より、自動車事故被害者に対して情報提供サービスを実施することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成19年度における取組み

平成19年10月1日より、全国各地において、自動車による交通事故に遭われ、法律、金銭、介護、病院など、自動車事故に起因する悩み事について、相談内容に応じて地方公共団体をはじめ、各種相談機関の窓口の紹介、並びに、NASVAのサービスとして行っている交通遺児等への育成資金の無利子貸付、介護料の支給及び療護施設等について案内する情報提供サービス（NASVA交通事故被害者ホットライン）の運用を開始した。

ホットライン業務に従事するオペレーターに対して、本部各部担当者よりNASVA業務について、また、国土交通省担当官より自賠償制度に関する研修を実施した。

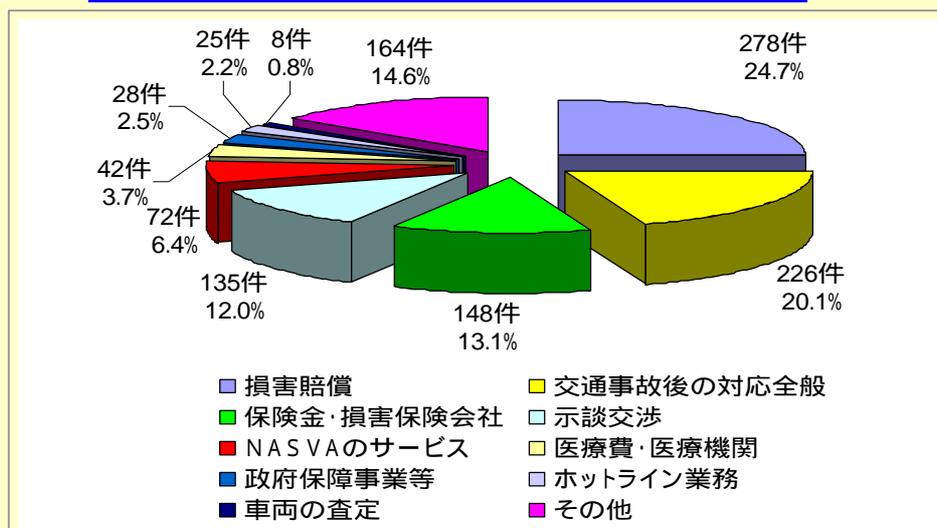
さらに、本部各部における転送時回答責任者に対して、転送受電後の処理方法について実務研修を実施した。

「NASVA交通事故被害者ホットライン」の開設後、6ヶ月間（平成19年10月1日～平成20年3月31日）の実績は、以下のとおり。

受付件数 1,126件
 1日あたり 9.3件
 相談窓口紹介件数 1,965件

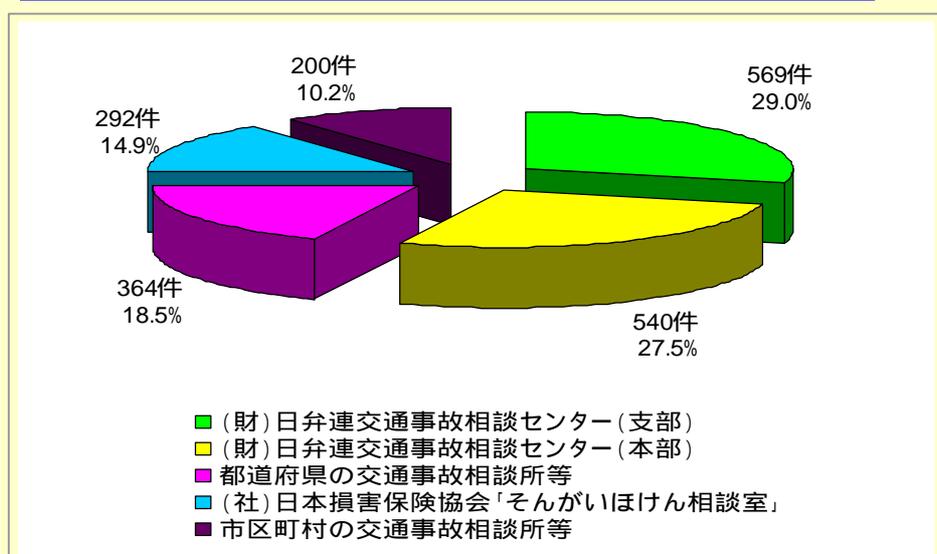
相談者からの問い合わせ内容

損害賠償及び示談交渉に関連するお問い合わせが4割弱



紹介した相談機関の相談窓口

(財)日弁連交通事故相談センター（本部・支部）への紹介が過半数



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度においても「NASVA交通事故被害者ホットライン」の更なる知名度の向上のため救命救急病院等へのリーフレットの配布や政府広報などを通じたPR活動を継続的に行い相談件数の増加を図るとともに、情報提供機能の水準を高めるために従事者に対する研修等を実施することとする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

政府広報をはじめ、リーフレット、カレンダーカード、シール等の広報ツールにより、地方公共団体、警察署、関係団体等への配布及び機関誌への掲載や、交通安全フェア、東京モーターショーなどの場においても周知広報活動を展開した。

【「ホットライン」リーフレット】



【「ホットライン」シール】



【「東京モーターショー」会場内のホットライン広報用パネル】



【ホットラインの広報用ティッシュを配布する金澤理事長】

